

第 32 号議案

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の件
神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年科学館条例（昭和 59 年 3 月 条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、<u>もって</u>創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的として、神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 科学館は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、<u>もって</u>創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的として、神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 科学館は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>

(1)～(3) [略]

(4) プラネタリウムドームを映像の
投影の利用に供すること。

(5) 展示する資料、機器及び装置に
関する調査研究を行うこと。

(6) 学校、研究機関、事業者その他
の関係団体と連絡し、及び協力す
ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要と認める事業

(施設)

第4条 科学館に展示室、プラネタリ
ウムドーム、特別展示室及びロビー
その他の便益施設を置く。

(使用の許可)

第5条 プラネタリウムドーム及びそ
の附属設備（以下「プラネタリウム
ドーム等」という。）を使用しよう
とする者は、規則で定めるところに
より、市長の許可を受けなければな
らない。

2 市長は、前項の許可に科学館の管
理運営上必要な条件を付し、又はこ
れを変更することができる。

(届出)

第6条 プラネタリウムドーム等を使
用しようとする者は、プラネタリウ

(1)～(3) [略]

(4) 展示する資料、機器及び装置に
関する調査研究を行うこと。

(5) 学校その他の関係機関と連絡し、
及び協力すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要と認める事業

ムドーム等の使用に当たって入場料、
受講料その他の対価を収受するとき、
又は営利を目的としてプラネタリウ
ムドーム等を使用しようとするとき
は、規則で定める事項を市長に届け
出なければならない。

(行為の制限)

第7条 科学館内において、次の各号

に掲げる行為をしようとする者は、
規則で定めるところにより、市長の
許可を受けなければならない。許可
を受けた事項を変更しようとする
ときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影す
ること。

(2) 業として広告、宣伝その他これ
らに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規
則で定める行為をすること。

2 市長は、前項の許可に科学館の管
理運営上必要な条件を付し、又はこ
れを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれか
に該当するときは、第5条第1項及
び前条第1項の許可をしてはならな
い。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す

るおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び前条第1項の許可をしないことができる。

(1) 科学館の管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

（使用期間）

第9条 プラネタリウムドーム等は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入館料）

第10条 常設展示及びプラネタリウムドームに係る入館料は、別表第1に定める額とする。

2～4 [略]

（入館料等）

第4条 常設展示及びプラネタリウムに係る入館料は、別表に定める額とする。

2～4 [略]

5 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(使用料)

第11条 第5条第1項に規定する許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第7条第1項に規定する許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前2項の使用料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(入館料の納付)

第12条 入館料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(入館料等の納付)

第5条 入館料及び使用料(以下「入館料等」という。)は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(入館料等の減免)

第6条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物又は動物を携帯する者
- (2) 科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 科学館の管理上必要な指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

- (1) 科学館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益
上やむを得ない必要が生じたとき。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる
事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において
喫煙し、飲食し、又は火気を使用
しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人
に迷惑となるおそれのある行為を
しないこと。

(3) 科学館の施設、設備、資料等を
汚損し、損傷し、又は滅失しない
こと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規
則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に
掲げる行為をしようとする者は、規
則で定めるところにより、市長の許
可を受けなければならない。

(1) 業として写真又は映画を撮影す
ること。

(2) 業として広告、宣伝その他これ
らに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規
則で定める行為

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項、第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者及び行為者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、使用者及び行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用若しくは行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反し、又はその恐れがあると

2 市長は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

き。

(2) 許可された使用目的と異なった
目的に施設等を使用したとき。

(3)、(4) [略]

(5) 第8条第1項各号のいずれかに
該当するに至ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該
当するときは、使用者及び行為者に
対し、前項に規定する処分をするこ
とができる。

(1) 科学館の管理運営上やむを得な
い必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益
上やむを得ない理由が生じたとき。

(入館の制限等)

第16条 市長は、次の各号のいずれか
に該当する者に対しては、科学館へ
の入館を拒絶し、又は科学館からの
退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す
るおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人
の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人
の迷惑になるおそれがある動物そ
の他の物を携帯する者

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市
長が必要と認めるとき。

(4) 科学館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者
(行為の禁止)

第17条 何人も、科学館内において、科学館の管理運営上支障のある行為で規則で定めるものをしてはならない。
(立入り等)

第18条 市長は、科学館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。
(原状回復の義務)

第19条 使用者及び行為者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、使用者及び行為者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(損害の賠償等)

第20条 科学館を汚損し、損傷し、又

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館

は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第21条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料及び使用料の徴収及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条第3項及び第5項、第11条第3項、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第1項及び第2項の規定の適用については、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条

の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料等の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2項中「市長は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「市長の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管

第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条並びに第 10 条第 3 項中「市長」とあるのは「第 21 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 10 条第 5 項及び第 11 条第 3 項中「市長」とあるのは「第 21 条第 1 項に規定する指定管理者」と、「返還し、又は減額し、若しくは免除」とあるのは「返還」と、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条、第 18 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項中「市長」とあるのは「第 21 条第 1 項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第 22 条 科学館の開館時間及び休館日
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理者の」と、同条第 2 項及び第 11 条(第 1 号を除く。)中「市長」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第 14 条 科学館の休館日及び開館時間
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第10条関係）

(1) 入館料（次号に掲げるものを除く。）

区分	常設展示		プラネタリウムドーム	
	個人利用	団体利用（30人以上）	個人利用	団体利用（30人以上）
大人	[略]	[略]	[略]	[略]
小人	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学中の者を除く。）を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（同法第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学中の者を含み、同条に規定する小学校又は義務教育学校の就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

(2) 入館料（プラネタリウムドームの特別席の使用に係るものに限る。） 1席につき500円

備考 前号の表で定めるプラネタリウムドームに係る入館料と合わせて納付すること。

別表第2（第11条関係）

(1) 使用料

区分	使用料										
	午前10時から	午後1時から	午後4時から	午後7時から	午前10時から	午前10時から	午前10時から	午後1時から	午後1時から	午後4時から	時間外の使用

改正前

別表（第4条関係）

(1) 入館料

区分	常設展示		プラネタリウム	
	個人利用	団体利用（30人以上）	個人利用	団体利用（30人以上）
大人	[略]	[略]	[略]	[略]
小人	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

(2) 使用料

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
その他規則で定める行為をする場合	1回につき 8万円

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

	正午ま で	午後3 時まで	午後6 時まで	午後9 時まで	午後3 時まで	午後6 時まで	午後9 時まで	午後6 時まで	午後9 時まで	午後9 時まで	1時間 (1時間未 満の端数 は、1時 間として計 算する。) につき
平日	—	—	16,000 円	16,000 円	—	—	—	—	—	34,700 円	10,000 円
土曜 日、 日曜 日及 び休 日	19,200 円	19,200 円	19,200 円	19,200 円	41,600 円	66,600 円	80,000 円	41,600 円	66,600 円	41,600 円	10,000 円

備考

1 次の各号のいずれかに該当するときの使用料の額は、この表に規定する額に

それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から3,500円以上の入場料、受講料その他の対価を収受するとき

200パーセント

(2) 入場者から対価を収受しない場合において、営利を目的として使用するとき

500パーセント

(3) 練習のために使用するとき 60パーセント

(4) 準備、撤去その他これらに類する作業のために使用するとき 40パーセン

ト

2 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき50,000円の範囲内において規則で定める額

別表第3（第11条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
その他規則で定める行為をする場合	1回につき 8万円

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

神戸市立青少年科学館のリニューアルに伴い、使用料等を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。